

少年矯正を考える有識者会議

第1回会議 議事録

日 時 平成22年1月26日（火）午後1時00分～午後4時12分

場 所 東京高等検察庁17F会議室

午後1時00分 開会

○事務局 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第1回少年矯正を考える有識者会議を開催いたします。

議事の進行につきましては、座長の選任までの間、法務省矯正局、尾崎局長が行います。

○矯正局長 矯正局長の尾崎でございます。座長選任までの間、司会進行役を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、会議の開催に当たりまして、法務大臣のあいさつがあります。副大臣、よろしくお願いいたします。

1. 法務大臣あいさつ

○法務副大臣 法務副大臣を拝命いたしております、衆議院議員の加藤公一です。本来であれば、千葉景子法務大臣自ら皆様にごあいさつ申し上げるべきところではございますが、御案内のとおり予算委員会に出席しておりますので、メッセージを預かっております。代読をさせていただきますと思います。

第1回少年矯正を考える有識者会議の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日お集まりいただきました皆様方には、大変お忙しいところ、本会議の委員に御就任いただき、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年4月に発覚した一連の広島少年院不適正処遇事案につきましては、法務省矯正局に対策委員会を設置し、その調査・分析を行うとともに、当面の再発防止策を講じてまいりました。また、今回の事案にかんがみ、今後検討すべき課題についても併せて分析を加え、これらを報告書として取りまとめた上、昨年9月に公表したところです。

私は、広島少年院におけるこのたびの事案を深刻に受け止めるとともに、この事案の背景の一つとして、現在の少年院及び少年鑑別所が社会に対し、とかく閉鎖的になりやすいということがあるのではないかと感じております。少年矯正は、その本来の理念のとおり、少年一人ひとりの成長の可能性を信じ、慈愛の心を持って、それぞれの置かれた状況や個性を十分に理解・分析した上で、様々な教育手段を講じ、その立ち直りを促して、少年自らの「育ち直し」を

支えていくものでなければなりません。

そのためには、施設運営の透明性を高めて、可能な限り社会とのつながりを強め、民間の方々のお力添えをいただきながら、少年一人ひとりを尊重しつつ、有効な教育手段を考究・実施して、再非行防止の効果を上げることが重要であると考えております。

こうした観点から、これまでの施設運営全般を見直すに当たっては、法務省の職員だけでなく、民間有識者の方々の英知を結集し、様々な角度から丁寧に深く検討することが必要であると考え、本会議を立ち上げたものであります。それぞれの分野において高い御見識をお持ちの皆様方には、是非とも忌たんのない御意見をお述べいただきたいと思っております。本会議が皆様方の活発な御議論により、実り多いものとなることを心から期待しております。

法務省といたしましては、皆様方の御議論に必要な情報を随時提供できるよう努力してまいりたいと考えております。本会議での御意見を踏まえ、今後の少年院及び少年鑑別所が一層有効かつ適正に運営されるよう、各種の諸施策を可能な限り速やかに講じていく所存ですので、何とぞよろしく願いいたします。

以上、改めて皆様の御協力に感謝を申し上げまして、私のあいさつといたします。

平成22年1月26日、法務大臣、千葉景子。代読。

それでは皆様よろしく願いいたします。

○矯正局長 副大臣、ありがとうございました。

それでは、ここで副大臣は所用のため御退室されます。

しばらくお待ちください。

(法務副大臣退室)

2. 配布資料等説明

○矯正局長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、お手元に配布させていただいております資料につきまして、事務局から説明をさせます。

○事務局 席上に本日の配布資料をお配りしておりますので、御確認いただきたいと思っております。

なお、不足等がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

3. 委員自己紹介

○矯正局長 それでは、座長の選任に先立ちまして、御出席の方々の自己紹介に移らせていただきたいと思います。

まず、委員の方々の自己紹介をお願い申し上げます。

恐れ入りますけれども、石附委員、市川委員の順番で、時計回りに自己紹介していただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○石附委員 失礼いたします。家庭裁判所調査官をいたしておりました石附 敦と申します。調査官を定年退職いたしまして、現在は、大学に勤務し、大学院では臨床心理士の養成をしております。京都光華女子大学に籍を置いております。

調査官としては、定年までの間、家事事件が3分の1期間、3分の2期間を少年事件を担当してまいりました。広島少年院と申しますのは、初等・中等少年院でございますね。ここでこういうことが起こったということは、少年の処遇が非常に難しくなったということと、それから教育に携わる大人の側も変わってきたのかなということを感じまして、ここに参加させていただいて、御一緒に勉強させていただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

それでは、市川委員よろしく申し上げます。

○市川委員 私、梅ヶ丘病院に勤務しております市川と申します。

私自身は、子どもの精神科で30年近く働いております。直接的に少年院等には関係していませんが、鑑定業務で少年鑑別所に入出入りをしたり、あるいは私が鑑定した方が最終的に少年院に行くこともあります。少年院の中で医療性が高いということでお受けすることがございます。医療少年院の方のほうが多いかもしれませんが、最近はおどもの職員も少年院に行ってみたり、少年院から私たちの病院に見学にいらっしゃる方があります。話を聞いてみると、同じような少年がいるという話が聞かれますので、境目がはっきりしない少年がいると思っております。

最近、医療的に言いますと、行為障害という診断を受ける方が非常に増えてきて、この内容は、かなりの部分が警察等の介入を必要としますし、今後更に増えていくと思います。子どもの精神科を実際に行っている施設は非常に少ないんですが、若いドクターの中に少年院の医師

を目指す方も増えてきております。是非こういうところで勉強させていただいて、フィードバックできればいいと思っております。よろしくお願いいたします。

○矯正局長 どうもありがとうございました。

続きまして、岩井委員よろしくお願いいたします。

○岩井委員 専修大学法科大学院で刑法，刑事政策，少年法などの講義を担当しております。

若いころ，実は法総研に研究官補として5年間勤務させていただいたことがありまして，それ以来，少年法の分野，少年矯正の分野などに非常に関心を持って研究させていただいております。本日は，少年矯正を考える有識者会議の委員ということで非常に責任を感じ参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続いて，影山委員よろしくお願いいたします。

○影山委員 弁護士の影山と申します。

現在，日本弁護士連合会の中にあります子どもの権利委員会の委員長をさせていただいております。また，地元は神奈川県でございまして，神奈川県で子ども人権審査委員会という第三者機関に入れていただいております。主に県内の児童養護施設の中での人権侵害などの訴えが子どもからあったりした場合に，調査をしたり提言をしたり，あるいはサービス評価事業ということで県内の養護施設，あるいは乳児院等をくまなく回って，子どもたちと直接話をしたりする，そういう経験を持っております。また，児童相談所の嘱託もやっておりますので，児童虐待の問題にかかわっていたり，それから，弁護士ですので少年事件にも多数取り組んでおりました。付添人活動等で少年と直接話をしたりすることがございます。

私が出会う子どもたち，特に非行少年と言われる子どもたちの多くが，いろんな場所で，家庭で，地域で，学校で大人たちに大切にされなかった経験を持っている，そういう子どもたちが多いなと。例えば児童虐待をずっと受けてきたとか，そういう子どもたちが自分を大切に思えない，そして，人の大切なものを大切だとはなかなか思えない，そういうふうな子どもたちがとても多いように感じております。是非少年院において，そのあたり教育をやっていただけるような取組をより強めていただけたらありがたいなと，そんな思いで参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして，川崎委員にお願いします。その次は，津富委員にお願いしますので，よろしくお願いいたします。

○川崎委員 川崎でございます。

私は、もともとは矯正の職員でございまして、心理職として主に少年鑑別所、それから、少年院、成人矯正施設、矯正管区など勤務いたしまして、最後は矯正研修所の所長で定年退職いたしました。その後、ここに書いてありますけれども、中央更生保護審査会委員、これは主に個別恩赦の審査をするところですが、その仕事を3年ほどさせていただきまして、現在は単なるおばさんでございまして。娘が小さい子を抱えて仕事をしているものですから、時々代わって保育園に出入りなどしております。最近はそういう幼児教育の現場との接点が増えてきている次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、津富委員によろしく申し上げます。

○津富委員 静岡県立大学、津富です。

ちょっと今日は授業してしまっていて遅くなりまして、申し訳ありませんでした。ちょうど「人権問題を考える」という授業でして、今日は最終回に近かったのでまとめということで、学生たちに主体性をと一言、言って終わってきたんですけども、単に人権を守る側ではなくて、一人ひとり、人権の主体なんだよというようなことを言って帰ってきました。もともとは法務教官で19年勤めて、今年で大学のほうが8年目になって、大学に来てからすごく早いなと思っております。

以上です。またよろしく申し上げます。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、徳地委員よろしく申し上げます。

○徳地委員 徳地と申します。

5年ほど前まで国立武蔵野学院のほうへ勤務しております。現在はいろいろな仕事をやっているもので、一体自分の仕事がかちよって分からないんですが、社会福祉士の養成大学のほうに行っております。それから自立援助ホーム、埼玉でやっています青少年の自立を支える埼玉の会というのがあります。その会長をやっています。それから一昨年、北海道家庭学校を作りました留岡幸助の映画を作る会というのがあります。その世話人をやっています。ですけども、なかなか資金難で思うようにいかないもので、すみませんが、ひとつよろしく申し上げます。

私は、37年間、児童自立支援施設国立武蔵野学院と女子の国立きぬ川学院で勤務しております。後半4年間は施設長ということでやっておりました。後半4年間は、重大触法事件の少

年が次から次へと施設へ入所してきまして、大変な苦勞をした経験があります。それが思ったように、施設内での処遇がうまくいったもので、退官するまで随分心配したんですけども、今はもう退職したもので一切そういうのは考えないで伸び伸びと生活しておりますので、今回こういう機会に参加することができまして、本当に自分自身いろんな体験がありますので、自分の体験を生かしてほしいと思ってこの会に参加させていただきました。ひとつよろしく願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、廣瀬委員よろしく申し上げます。

○廣瀬委員 廣瀬でございます。

今、立教大学の法務研究科（法科大学院）で刑法、刑事訴訟法、刑事裁判実務、少年法、刑事政策などを教えております。

大学に戻る前、30年間裁判官として刑事裁判を担当しましたが、14、5年は少年審判も兼ねて担当しました。少年審判などで多数の少年たち、少年鑑別所や少年院の職員の方々とも接点がありました。少年院送致をした少年の動向視察で少年院に行ったり、各種の協議会で議論をしたりして少年院などのことはある程度知っていたつもりです。また、平成12年の少年法改正に向けた調査で英、米、独、仏に渡航し、その少年法制を調査し、その際、少年院等の施設もできる限り見学してきました。この国際比較も含めて、日本の少年矯正は非常にすばらしいという実感を持ち、学生たちにもそう教えていたので、今度の広島少年院の事件は非常にショックでした。個々人の問題かもしれませんが、やはり制度的な問題・弱さもあったのではないかと、その辺をきちんと見極めないといけないと思っています。しかし、全体的には日本の矯正が優れているという認識は変わっていません。

もっとも、収容される子どもたちは変わってきている。また、教官のほうの資質・気質もおそらく世代に応じて変わってきていると思います。今後、少年矯正のいいところは生かし、伸ばすが、問題のあるところは直していくということだろうと思いますので、多少でもお力になればと思っております。

今回、幅広い分野から専門の先生方が見えておられますので、是非教えていただきながら勉強させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、広田委員によろしく申し上げます。

○広田委員 日本大学の広田です。よろしく申し上げます。

私は教育学が専攻で、教育社会学というのがその中の分野なんですけれども、教育学が矯正のほうと余り接点を持ってこなかった中で、10年ぐらい前にたまたま接点を持つ機会をいただきまして、それから10年近くお付き合いさせていただいています。4年ぐらい前からは、矯正局のほうにお願いをして、少年院の教育の現状を教育学の観点から調査させていただくということでフィールド調査を一通りやって、今、質問紙のほうをお願いしているところで、私のもくろみは、あと数年したらしっかりした教育学で矯正が分かる人が育ってくるから、そういう人を育てようと思っていたら、間に合わないでこういうところに引っ張り出されてしまいました。教育学の観点からいろいろ考えていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、本田委員よろしくお願ひします。

○本田委員 早稲田大学の本田です。よろしくお願ひいたします。

私は、もともとは中高の教員を1980年代、一番学校が荒れている時期にやっていました。7年ほどやる中で、卒業式ができない、不登校、レイプ事件などの対応をしていて、自分でもっと勉強しないといけないと思い、アメリカに渡って、今専門にしているアンガーマネジメントというものと、発達障害の方たちの特別支援教育を学んで95年に帰ってまいりました。日常的には、特別支援関係の学校めぐりをしながら子どもたちの査定をしたり、ADHDで荒れているとか教室から飛び出しちゃった子たちに対して、小学校ではどういうプログラムを組めばいいかを先生方といっしょに実践しています。

中学校は、学級が荒れている、授業が成立しない、廊下をバイクが走っているというようなところに大体呼ばれますので、そこでジベタリアンとお話をしたりしながら、保護司の方とつないでいくというようなことをやっておりました。法務省関係は平成17年から更生保護のほうで暴力防止プログラムを組み始めていますが、それを作るプロジェクトチームに入りまして、去年から保護観察の方の研修やモニターをしています。

法務教官の関係は、ちょうど二、三年前ぐらいから、高等科研修の中にアンガーマネジメントを取り入れていただきました。最初は少年に対してのアンガーマネジメントとしてやっていたんですが、昨年の広島事案があり、教官たちのストレスがかなり激しい状態だろうことを考慮して、教官たちに対してのアンガーマネジメントの研修会が開かれました。昨年既に20施設終わりました、東京管区も1月に終わったところです。教官の方たち御自身のアンガーマネジメントをどのようにできるかをプログラムとして今やらせていただいています。私は、直接子どもたちと接して対応することが多いので、先生方から法的な面や制度的な面など、いろい

ろ教えていただけるとありがたいです。

○矯正局長 ありがとうございます。

最後に、毛利委員よろしくお願ひします。

○毛利委員 毛利です。こんにちは。

20年以上前になりますが、「家裁の人」という漫画を書きまして、何も知らずに書いたんですけども、その書いた責任をとらなければということで、少年法とか少年院に今もかかわっています。2001年から大分に住んでいるんですが、2003年から中津少年学院というH1とH2の知的遅滞と情緒障害を持った少年たちが収容されている少年院で、月に1回、篤志面接委員をしています。今は10名前後の少年に、治療処遇ということでウクレレの弾き方を教えて、オリジナルの歌を作らせるという無謀な試みを続けています。

それから、2005年から「刑政」という雑誌で「法務教官という生き方」というインタビューのシリーズをさせていただきまして、10名の法務教官の方に、その方たちの人生とか仕事についての考え方とか、そういう話を伺う機会がありました。全体に、自分が篤志面接委員として少年院に行っている経験とそういうインタビューを通じて考えたんですけども、私は基本的に少年院というところが大変好きです。そして、法務教官という仕事も非常に大切な仕事だと思っています。法務教官の人が、社会に対する仕事の価値にふさわしい尊敬を受けて、誇りを持って仕事できて、そして、そこにいる間に少年たちの人生が少しでも豊かになるような少年院の姿を皆さんと考えていければいいと思います。よろしくお願ひします。

4. 出席者自己紹介

○矯正局長 ありがとうございます。

続きまして、法務省及び関係機関の出席者の自己紹介をさせていただきたいと思っております。

初めに、法務省矯正局職員からお願ひします。

少年矯正課長よろしくお願ひします。

○少年矯正課長 少年矯正課長の重松でございます。よろしくお願ひします。

○官房審議官 官房審議官、矯正局担当をしております澤田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 総務課長 矯正局総務課長，西田と申します。よろしくお願いいたします。
- 官房参事官 官房参事官，矯正担当の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 局付検事 矯正局，局付検事の大口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 医療管理官 矯正医療管理官の望月と申します。よろしくお願いいたします。
- 参事官 矯正局参事官の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

5. 座長及び座長代理選任

- 矯正局長 それでは，次に，座長の選任に移りたいと思います。

どなたか，座長につきまして自薦あるいは他薦いずれでも結構ですけれども，この方が適当であるという御意見はございますでしょうか。

川崎委員。

- 川崎委員 僭越でございますけれども，岩井宜子先生にお願いしてはどうかと思いますが，いかがでしょうか。御参集の委員の方々いずれも適任者ぞろいと存じますけれども，とりわけ岩井先生は，長年にわたり多様な分野で御活躍いただいて，幅広い御見識をお持ちでいらっしゃると思いますので適任と思い，御推薦させていただきます。

- 矯正局長 よろしいでしょうか。

(拍手)

- 矯正局長 それでは，皆様異議がないと認めます。

座長には，岩井委員にお願いしたいと思います。

続きまして，座長代理の選任に移りたいと思います。

どなたか，座長代理につきまして自薦あるいは他薦でこの方が適当であるという御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら，岩井先生いかがでございますでしょうか。

- 岩井委員 僭越でございますが，私が座長ということで御選任いただきました。刑事政策や法律を専門としておりますので，それで御推薦いただいたかと思うんですけれども，それと違う分野で，教育学を御専攻され，少年矯正にも御造詣が深い広田委員にお願いできませんでしょうか。

- 矯正局長 広田委員という御意見がありました，ほかには。

広田委員で御異議ございませんでしょうか。

(拍手)

○矯正局長 では、広田委員に座長代理をお願いしたいと思います。

それでは、座長及び座長代理の選任手続が終わりましたので、席を移動していただき、座長席、座長代理席に着いていただきたいと思います。

(座長席・座長代理席に移動)

6. 座長あいさつ

○矯正局長 それでは、まず岩井座長からごあいさついただけますでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○岩井座長 大変僭越でございますが、御指名でございますので、座長をお引き受けさせていただきますと思います。

この会議に託されました役割と申しますのは、不幸な事件などをきっかけといたしておりますけれども、皆様少年矯正にいろいろな形で関心をお持ちで、それぞれの領域で専門性を持っておられるということで、知恵を出し合って、よりよい少年矯正のあり方を考究することにあると思います。私自身も少年矯正の分野、日本の少年院はとて素晴らしい矯正教育を行っているのだと、そういう目でもって見つめてまいりました。これからもそういう良いところを生かしながら、何とか国民の皆さんに御理解いただけるような少年院や少年鑑別所のより有効かつ適正な運営に資するために、より良いシステムはどういうものかということについて御意見を伺い、意見を提出するという役割を担っていると考えております。

非常に限られた時間かと思っておりますけれども、皆様に活発に御意見を出していただきまして、私自身この会議の運営に一生懸命努めてまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。

○矯正局長 ありがとうございます。

それでは、これからの司会進行役は座長をお願いしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

7. 議事の公開等の在り方について

○岩井宜子座長 それでは、最初に議事内容等の公開の在り方について御意見をいただきたいと思いますが、最近におけるこの種の会議での議事の公開状況など、どのようになっておりますでしょうか。事務局のほうで何か把握していらっしゃいますでしょうか。

○事務局 それでは、若干御説明させていただきます。

参考といたしまして、最近の法務省におけるこの種の会議での議事等の公開状況でございますけれども、平成17年に更生保護のあり方を考える有識者会議という会議がございまして、そこでは議事の概要、それから、議事録及び配布資料などを法務省のホームページを通じて公開しております。併せまして、会議の終了後に事務局のほうから記者への会議の概要説明というものを行っております。

また、平成18年の未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議という会議がございまして、こちらでも同じように議事の概要、議事録及び資料等のホームページでの公開を行っております。

さらに、議事録などの公開に当たりましては、その発言者の氏名を明らかにするかどうかというところがポイントになるかと思われまして、この点につきまして見ますと、先ほど申し上げました更生保護のあり方を考える有識者会議、それから、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議、両方とも発言者の氏名を公開しております。また、法制審議会におきましても、最近では発言者を明らかにして議事録などを公開する部会が増えつつあるようでございます。

以上、最近の趨勢といたしましては、議事録等の公開をし、その公開に当たっては発言者のお名前を掲載して公開するというようなケースが多くなっているようでございます。

以上でございます。

○岩井座長 ありがとうございます。

では、今の事務局からの説明なども参考にさせていただきまして、どなたか公開方法などにつきまして御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。

○毛利委員 全然問題はないと思います。

○岩井座長 はい、どうぞ。

○影山委員 この問題をできるだけ多くの方々に関心を持ってもらう、興味を持ってもらう、そういう必要があるんだろうと思うんですね。そういう意味では、できるだけ公開の方向でや

られたらいいと思います。あとは、委員の皆さん方が議論しやすいというふうなことも考えながら、基本的には委員の皆さんの大勢に私は従いたいと思いますが、できるだけ多くの国民に関心を持ってもらうために公開性は高めたほうがいいだろう、一般論ですが、そんなふうに思います。

○岩井座長 ほかに御意見はございませんか。

はい、どうぞ。

○津富委員 慣れていないのでよく分からないんですが、公開される時というのは事前に文言か何かを送られてきてチェックするという感じなんですか。それとも、そういうことなく公開されるのでしょうか。

○岩井座長 どうぞ、事務局のほうから。

○事務局 事前に議事録を先生方に見ていただいた上でホームページに掲載することを、万が一そのような形になりましたら、考えております。

○岩井座長 では、よろしいでしょうか。

それでは、皆さんの御意見にも合致いたしますので、議事内容等の公開の在り方につきましては、議事概要、議事録、資料の法務省ホームページへの掲載、それには発言者の氏名を掲載するというにしたいと思います。それで、会議終了後の事務局による記者への議事概要の説明を行うということで決定いたします。

ここで10分程度休憩をさせていただきます。

(休 憩)

8. 矯正局による報告

○岩井座長 それでは、会議を再開いたします。

次は、法務省矯正局から、少年院及び少年鑑別所の運営概況並びに昨年4月に発覚いたしました広島少年院不適正処遇事案に際し、採った措置等につきましての御報告を受けたいと思います。

それでは、法務省矯正局少年矯正課長お願いいたします。

○少年矯正課長 少年矯正課長でございます。

会議の冒頭に当たりまして、これからの皆様方の御議論の導入といたしますか、きっかけといたしますか、そのような御報告を若干させていただきたいと思っております。

画面が小そうございまして、誠に恐縮でございますけれども、御説明の内容はおおむね三つでございます。最初に、今回の有識者会議設置の契機ともなりました広島少年院事案に際し講じました措置等について若干触れさせていただきます。続きまして、少年鑑別所と少年院の運営の概況。最後に、広島少年院不適正処遇対策委員会報告書の中から、全国の在院者及び職員に対する調査結果等につきまして御紹介をさせていただきます。

なお、同報告書につきましては、事前に各委員に配布をさせていただいております。時間の制約もありますので、適宜割愛をしながら簡潔に説明をさせていただきます。

まず、広島少年院不適正処遇事案でございます。

昨年4月2日に発覚いたしました。主として、4名の同院職員による100件を超える暴行等の事案でございました。結果として現職の法務教官5名が特別公務員暴行陵虐罪で逮捕、起訴され、このうち4名の元職員については、第一審において実刑判決が下されるという事態となったところでございます。この5名とも公判が現在係属中でございます。

この事案を受けまして、4月3日から行政調査を開始いたしました。行政処分としては、現在まで4名の職員への懲戒免職処分をはじめ、合計17名に対して停職から嚴重注意の処分がなされたところでございます。

これを受けまして現地の広島少年院では、事案発覚直後から在院者と保護者への説明と謝罪を重ねて実施したところでございます。そして、在院者に対しましては、近隣の少年鑑別所の心理技官による心のケアを目的とした面接を実施いたしました。また、同院の再建のため、5月11日から11月15日までの間、新収容を一時停止いたしました。11月16日から新収容を再開しております。

一方、当局におきましては、5月12日に大臣官房審議官を長とする対策委員会を設置いたしまして、本件事案の調査・分析、再発防止策の策定作業等を実施してきたところでございます。

次に、報告書に盛り込みました広島少年院不適正処遇事案に関する調査・分析の結果でございます。事案の発生状況、4職員に認められた問題点、幹部職員に認められた問題点、一般職員に認められた問題点、現行制度に認められた問題点ということで、5項目に分けて調査・分析をしたところでございます。個々の内容につきましては、報告書記載のとおりでございます。

これに対し講じました再発防止策でございますけれども、主たるものはごらんとおりであります。特に力を注ぎましたのは、1の(1)の大臣訓令によります法務大臣及び監査官に対する苦情申出制度の創設でございます。これによりまして、上級官庁による在院少年からの苦情等が直接把握されるシステムが構築されたところでございます。これは9月1日から運用を開始しております。そのほか、従来からありました院長への申立制度につきましても、秘密性の担保、あるいは少年に対する十分な説明等、運用上の改善を図りました。加えまして、幹部職員による全在院者への定期面接制度も開始いたしました。

このほか、監査時における在院者等への面接制度の導入、法務教官に対する研修の充実を図ったところであります。

次に、少年鑑別所と少年院の運営の概況等について、御紹介をさせていただきます。

なお、少年鑑別所と少年院の資質鑑別あるいは矯正教育の実情等につきましては、これから各委員の先生方には実際に現場施設を御視察いただく際、あるいは個別のテーマを御議論いただく際に必要に応じ改めて実施させていただきたいと思っております。本日はアウトラインを御紹介するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、少年鑑別所の概要でございます。

初めにざっとした少年処遇の流れについて御説明いたします。概括的に言えばこのような仕組みになっております。家庭裁判所に係属した少年のうち、必要とされた一部の少年につきましては、観護措置決定により少年鑑別所に送致されます。その割合は、家裁受理件数をもとに比較しますと7%から8%となっております。この観護措置による収容の期間は、原則として2週間以内となっておりますけれども、期間が更新される場合もあります。その期間は最大8週間となっております。通常、4週間以内に審判が行われることが多くなっております。

少年鑑別所の設置目的でございます。少年院法第16条に規定されております。設置目的は、大きく分けて二つ、収容と鑑別です。家庭裁判所の観護措置により送致された者を収容するとともに、家裁の行う調査・審判並びに保護処分等の執行に資するため、専門的知識に基づいて少年の資質の鑑別を行う施設であります。

次に、少年鑑別所のプロフィールでございます。少年鑑別所は、分所1庁を含めまして全国で52庁設置されております。基本的には各都道府県庁の所在地に所在をしております。昭和24年の少年法、少年院法の施行により発足しました。収容定員は2,600名、職員定員は約1,200名でございます。少年鑑別所に勤務する主たる職員は、大学や大学院等で心理学や教育学、社会学等を学び、採用後、部内の専門研修等によって養成された法務教官や法務技

官，心理技官でございます。

なお，法務教官，法務技官の現在における研修体系や内容につきましては，改めて御紹介をしたいと思いますと考えております。

次に，少年鑑別所の組織体制でございます。所長以下，次長，鑑別部門，庶務課，医務課で構成されております。組織の規模により次長や医務課を置かない施設もございます。鑑別部門には，首席専門官，統括専門官が置かれ，その下に職員が配置されております。少年鑑別所の組織の特徴の一つは，施設間の施設規模の差が大きいことでございます。職員定員からしますと，15名の施設から77名までの施設があります。

少年鑑別所の近年の収容状況についてでございます。これは，新収容人員の推移を見たものであります。平成13年から15年ごろをピークに少しずつ減少傾向にあります。

少年鑑別所の収容に関する特徴について申し上げますと，頻繁な入退所があること，それに伴いまして出廷，移送など多数の護送業務が生じること，少年の入所事由あるいは法的地位が多岐にわたるということ，多様な法的地位の少年を収容していること，少年の属性に関して，性別，年齢，非行内容，非行歴，心身の状況等の属性が多様である，などが挙げられます。年間1万6,000件余りの入所がありますが，例えば，最も収容人員の多い関西の大阪少年鑑別所で，成人においての中規模の拘置所と同じくらいの入退所があるということでございます。

少年鑑別所の主要な目的の一つである鑑別について，申し上げます。

鑑別は，その態様別に四つの種類がございます。収容鑑別につきましては，観護措置によって送致された少年を対象に行う鑑別でございます。御覧の件数を昨年実施しております。在宅鑑別につきましては，家庭裁判所からの請求に応じまして少年を収容せずに行う鑑別でございます。これも御覧の件数でございます。3番目の依頼鑑別につきましては，少年院，保護観察所あるいは地方更生保護委員会，刑事施設といった法務省関係機関からの依頼に応じて行う鑑別で，御覧の件数を実施しております。一般少年鑑別は，子どもの非行や問題行動等でお悩みの一般の方などからの相談を受け付けるものでございます。簡易な性格検査を除き，御覧の件数を実施しております。

これが収容鑑別の流れでございます。まず，少年院に入りましたら，オリエンテーション，入所時調査等を実施しまして，初回の鑑別を実施します。集団方式の心理検査を実施します。そういう中で外部資料の収集，ここでは他機関から資料の収集，あるいは家庭裁判所調査官とのケースカンファレンス等を実施いたします。これに行動観察，それから医師による健康診断等，こういう情報を含みまして，鑑別の方針を設定いたします。これを踏まえ，第2回目以降

の鑑別あるいは個別方式の心理検査等を実施します。また、必要に応じて精神医学的な診察も実施しつつ、最後に判定会議を実施しまして、鑑別結果通知書を作成するという手順になっております。鑑別結果通知書は、家庭裁判所の審判における重要な資料になります。

なお、家庭裁判所の審判によりまして少年院送致決定となった少年につきましては、少年院の矯正教育に資するため、処遇指針票が作成されて少年院に引き継がれることとなります。

以下、鑑別の場面についての写真でございます。これは集団方式の心理検査、下の写真につきましては、個別方式の心理検査の例でございます。通常、少年の問題性を勘案していくつかの種類の検査を組み合わせ実施しております。

これは行動観察の場面でございます。行動観察には2種類ございまして、収容中の日常生活場면을観察する通常の行動観察と、作文や絵画の作成、あるいは集団討議など意図的に場面を設けて、そこでの行動を観察する意図的行動観察があります。

これは鑑別面接の場面でございます。第1回目で基本的には少年にラポールをつけて、第2回目以降、調査等の進行に応じて随時効果的な面接を実施していきます。

このような経過を経て、鑑別結果通知書という文書が作成されます。鑑別結果通知書には、その少年の心身の状態、非行の原因、処遇指針等がまとめられます。具体的には、鑑別判定、精神状況、身体状況、行動観察、総合所見の各欄から成っております。

次に、少年たちの1日の生活でございます。先に御説明したような各内容を規律正しい生活の中で少年たちは順次受けていくこととなります。少年たちは一般的に7時ごろに起床しまして、9時ごろに就寝するという生活を送っております。

次に、少年鑑別所の処遇において、現在力を入れている健全育成を考慮した処遇いわゆる育成的処遇について若干御説明をいたします。

御案内のとおり、少年鑑別所は教育を実施する専門機関ではございませんが、当然のことながら少年法上、少年の健全な育成に取り組む機関の一つでありまして、収容期間中に切れ目を生じさせることなく少年の成長・発達を支援するため、少年に良質な体験を付与する場となるよう努めているところでございます。具体的には、年齢、発達段階等を踏まえた学習の支援、一般的教養の付与、情操の涵養などを行っているところでございます。とりわけ少年鑑別所を退所する少年の多くが、地域社会に戻っていくということ、あるいは最近の傾向としまして、年少少年の入所が増えているという現実を踏まえ、その重要性はますます高くなっているということを勤務実感として有しているところでございます。

ただし、彼らは、審判前のいわゆる未決の立場でございますので、処遇への参加は任意であ

ること、あるいは非行事実があることを前提として少年の問題点の改善を図るような処遇等はしてはならないということには十分留意をしております。

最後に、相談機関としての少年鑑別所について御紹介したいと思います。

先に述べましたように、少年鑑別所には、一般少年鑑別の機能がございます。相談内容としては、非行、いじめといった若者の問題行動に関するものが主でありまして、来所しての面接相談でも電話相談でも随時受け付けております。これにつきましても積極化を図っております。

以上が少年鑑別所の概要についてであります。

次に、少年院の概要について御説明をいたします。少年院の設置目的も同様に、収容と矯正教育に大別をされるところであります。保護処分として少年院送致の決定を受けた者に対しまして、これに矯正教育を授ける施設でございます。少年院法第1条と第4条に規定されております。

少年院も分院1庁を含め、全国で52庁設置されております。このうち、女子のみを収容する施設は9庁でございます。収容定員は全体で5,600名、職員定員は2,400名でございます。少年院において指導に当たる職員は法務教官でありまして、その多くが心理学、教育学、社会学等を学び、少年鑑別所と同様に法務省部内の専門研修によって養成されている者であります。

次に、少年院の組織体制でございます。少年院も、施設の規模等によりまして組織の態様には若干の違いがございますけれども、いわゆる中規模施設の例で申し上げますと、このような体制が一般的であります。院長以下、次長、庶務課、医務課、それから教育部門といたしますけれども、首席専門官、統括専門官の幹部職員の下に、事務を担当する職員や寮担任職員が配置されております。

このところの少年院の収容状況でございます。平成12年から13年ごろをピークに減少傾向でありましたが、若干状況に変化がございまして、1日平均収容人員について見ますと、昨年はやや上昇傾向に転じております。

次に、少年院の処遇、矯正教育の仕組み等について、かいつまんで御説明をいたします。

少年院法には四つの種類の少年院が規定をされております。初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院でございます。どういう少年を収容しているかということは、記載のとおりでございます。総じて収容の対象となる年齢は、御覧のとおり、概ね12歳から26歳未満までというふうになっております。

このほか、行政運用上の収容期間を定めた処遇の類型として、処遇区分が設けられています。処遇区分には、大きく分けて短期処遇と長期処遇がございます。短期処遇は、特修短期処遇と一般短期処遇に分けられます。したがって、三つの処遇区分があるということでございます。その処遇区分の下に、当該少年の個別的な問題性や教育上の必要性等に応じ、よりきめ細やかな処遇を行うため多くの処遇課程が設けられております。一般短期処遇の処遇課程は、この二つでございます。短期生活訓練課程と短期教科教育課程でございます。特修短期処遇につきましては4か月以内、一般短期処遇につきましては原則6か月以内の収容期間が定められております。

長期処遇でございます。これが最も多くの少年を収容している課程でございます。収容期間は原則2年以内、標準的には1年程度でございます。ただ、最近は最初から2年以上の収容期間を設定しなくてはならないような問題性等の根深い少年が増加しているところでございます。大きく分けて五つの処遇課程がございます。これを更に14に細分された処遇コースに分けております。

次に、少年院に入院してからどのように処遇されて出院に至るのかということをごく概括的に御説明したいと思います。

御案内のとおり、在院少年の収容期間は不定期制をとっております。少年院の教育は、その進度によりまして、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三つの過程、中間期教育過程は前期と後期に分かれるケースが多いことから、細かく言えば四つの教育の過程、プロセスに分かれております。この各過程に対応して、在院生は2級下から1級上まで、教育の進展に応じて進級していくこととなります。いわば学校でいう学年のようなものでございます。教育目標の達成度の評価等に基づきまして、順次進級をして最上級生になるという段階処遇のシステムをとっております。

次に、少年院における矯正教育の大まかな仕組みについて御説明をいたします。特に、矯正教育の二つの柱としての教育課程と個別的処遇計画を中心に御紹介をしたいと思います。

少年院におきましても、学校教育と同様に教育課程が編成されています。矯正教育実施上の基盤とも言えるものでございます。矯正局長の通達で編成等の基準が定められております。この教育課程は、先ほど触れました処遇課程ごとに作成をしております。これを毎年度編成し、実施し、これを評価して、再び編成を行うというサイクルを繰り返しながら、いわばバージョンアップを図っていくという運用をしております。

教育課程の指導領域についてでございます。少年の教育課程は、生活指導、職業補導、教科

教育、保健・体育及び特別活動の5領域で構成されております。特に、少年院は在院少年の心の成長を促すことを中心的課題とする施設でありますので、この図のとおり、生活指導は他の領域に比較してより中核的な位置付けがなされております。

なお、付け加えますと、生活指導は、このような領域別の考え方に加えまして、他の指導領域の指導を通して行われ、そしてまた少年院の生活全般において様々な面で指導がなされる、いわば機能的なものとしてもとらえられることもございます。

次に、矯正教育実施上のもう一本の柱、個別的処遇計画でございます。教育課程が施設全体の教育計画であるのに対しまして、個別的処遇計画は、いわば少年一人一人に対して作成される教育計画でございます。これは、個別的処遇計画に設定される少年個々の教育目標とその達成度をはかっていく成績評価の仕組みをまとめたものでございます。この教育目標を段階的に細分した段階別教育目標につきまして、毎月1回以上処遇審査会で審査を行い、処遇が順次進展していくという仕組みになっております。

これが実際の個別的処遇計画の例でございます。字が小さくて恐縮なでございますけれども、この部分に、先ほど申し上げました少年鑑別所の処遇指針が書かれます。ここに3項目ないしは4項目、当該少年に設定される教育目標が書かれます。そして、この教育目標を段階的に実施するために、段階別の教育目標がそれぞれ設定されます。最終的には、この教育目標を在院少年が完全に達成するということを目標にして進む、そのような仕組みになっています。一番下の欄は、全体の教育計画である教育課程から、この少年に対してはどういう教育内容・方法が効果的かということを取り出して並べたものでございます。教育の内容と方法の欄でございます。これは固定的なものではございませんで、実際に処遇をする中でいろいろ問題にぶつかる、なかなかうまくいかないというときには、必要に応じ、少年鑑別所の技官とも相談をしながら教育目標も変更しますし、もっと適切な教育内容・方法が見つければ柔軟に変えていく、そのような運用を行っています。

次に、教育課程の5つの指導領域について触れさせていただきます。

生活指導につきましては、在院少年の個別的な問題性の改善並びに健全なものの方、考え方及び行動の仕方の育成を図る領域であります。その細目として、問題行動指導、治療的教育、情操教育、基本的生活訓練、保護関係調整指導、進路指導があり、それぞれに教育内容・方法が様々なセッティングされていると、そういう仕組みになっております。以下が生活指導の場面の写真でございます。これは面接の場面でございます。

職業補導は、勤労意欲の喚起並びに職業に関する知識、技能の習得を図る領域でございます。

これも幾つかの場面の写真を用意いたしました。各施設、処遇課程等の特色に応じまして様々な補導科目が設けられております。上級生になりますと、フェンス外での農園芸の作業等も実施しております。短期処遇施設等では院外において職業補導を委嘱して実施するケースもございます。

教科教育は、学校教育法に定める各学校の教科又はそれに準ずる教科についての学習意欲の喚起及び学力の向上を図る領域であります。なお、平成19年度からは高卒程度認定試験を少年院の中で受験することが可能となり、多数の少年が受験をしております。これが教科教育の場面でございます。在院中に卒業式を迎える少年も少なくありません。各学校との密接な連携により実施をしております。

そのほか、保健・体育領域と特別活動領域でございます。これもいくつか写真を用意いたしました。これが特別活動の場面でございます。各種行事や役割活動等を通じて、協調性やコミュニケーション能力などの向上を図っているところでございます。

少年院の御説明の最後に、最近における重点的な取組について、三つだけ御紹介をしたいと思います。

第1番目が保護者に対する指導、助言その他の措置であります。これは平成19年の少年法、少年院法の改正を契機に、更に充実を進めているものでございます。このようにいろいろな場面を通じまして、保護者と密接に連携をとって実施しております。とりわけ、当該少年に設定された教育目標や成績等につきましても随時保護者に伝えて、今後の指導の在り方等について話し合うということにも力を入れております。

次に、就労・就学支援でございます。これは、再犯・再非行防止の視点から、特に近時重視しているものでございます。関係省庁、関係機関等との連携を密にして取り組んでいるところでございます。

次に、被害者の視点を取り入れた教育でございます。被害者、被害者団体等あるいは専門家の先生方に来ていただきまして、ゲストスピーカーによる講演などをはじめ、計画的に実施しているところでございます。

以上、少年鑑別所と少年院の運営概況について簡単に御説明をいたしました。

次に、全国少年院における在院者及び職員調査の結果を通して見た少年院の実情の一端について、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

まず、全在院者調査でございます。これは昨年5月20日現在、少年院に在院する者を対象としまして、3,428人に対し実施をいたしました。回答の任意性、秘密性には十分に配慮

し実施したところでございます。

内容は、不適正な処遇を受けた経験の有無、少年院の教官や生活に対する意識などでございました。これが不適正処遇の経験の有無に対する調査結果でございます。各項目の数字は、御覧のとおりでございます。なお、この結果につきましては、少年からの申告のみに基づくデータでありまして、現在もなお、その事実関係等を継続して調査をしているところでございます。

次に、少年院に対する意識についてです。このとおり九つの項目を調査いたしました。各項目に対しまして、「そう思う、まあそう思う」「そう思わない、あまりそう思わない」のうち、当てはまると思うものを選択しなさいという形で尋ねたものでございます。調査項目は、「先生はみんなに平等だ」、「先生の指導に納得できる」、「先生は信用できる」、「規則は厳しすぎる」、「規則には納得できない」、「少年院でやることは意味のないものばかりだ」、「少年院の生活は立ち直るために役に立つと思う」、「少年院の雰囲気は余り好きではない」、「少年院の雰囲気は安心して生活できるところだ」、でありました。結果について、黄色でマークしている部分がやや肯定的な回答でございます。

次に、少年院職員の意識調査でございます。これは昨年6月1日現在、少年院に勤務する職員2,432名を対象として実施したものでございます。2,292名から有効な回答を得ております。不適正処遇に関する意識、不適正処遇が発生する要因、再発防止策について聴いております。これは、不適正処遇の経験の有無とその時期についてでございます。約10%の職員が、そのようなことがあったというふうに回答をしております。最近に近づくにつれて数字が少なくなっている傾向はございます。

次に、職員の意識調査についてでございます。まずは、職員が職場でストレスを感じる場面はどうかということで、11の項目から3項目を選ぶ形で選択した結果がこのグラフでございます。回答したものの多い順に、「処遇が困難な少年が増えた」、「受け持つ仕事の量が増えた」、「拘束される時間が長い」、「職員が足りなくて配置が厳しい」となっております。

続きまして、職場における相談についてでございます。左側のグラフ、「気軽に相談できるか否か」との問いに、「できる」と答えた者が72.6%、1,663人でありました。「できない」と答えた者が26.6%、610人でありました。右側のグラフは、「できる」と回答した者の相談相手でございます。赤いところに「同期等」という欄がありますけれども、矯正職員は長期間の集合研修に入りますので、この期間に同じかまの飯を食った者ということで、同期生等に相談しやすいという傾向も出ております。

次に、勤務している少年院の現状の問題点に関する調査結果でございます。回答したもの

の多い順に、「職員が足りない」、「処遇困難者が増加している」、「施設・設備が老朽化している」、「幹部職員の指導力が不足している」の順となっております。

次に、不適正処遇の再発防止策についてでございます。これも回答したものの多い順に、「特定職員の処遇力に頼らない」、「幹部職員と一般職員との意思疎通を円滑にする」、「職場の士気を向上させる」、「組織としての一体感を醸成する」となっております。

最後に、広島少年院の不適正処遇事案等について、自由記述で意見を求めました。回答を整理しますと、大きく6種類に分類されたところでございます。その具体的内容については報告書に詳しく記載しておりますが、最も多かった意見は、やはり広島少年院事案を受けての反省点、問題点に関するものでありまして、以下、広島少年院事案の原因、組織の在り方や対策の必要性、国民の信頼を失うような行為に対する憤り等でございます。

御説明の最後に、先ほど申しあげました対策委員会報告書の第7に盛り込まれた「今後の少年院の適正な運営等に向けた検討課題」について触れさせていただきます。報告書の最後のまとめのところでございます。

1番目が、職員の人権意識の向上及び職員育成等の在り方についてでございます。なお、これにつきましては、職員のアンケート等にもございましたけれども、施設の老朽化、あるいは業務量が増えているということもありまして、少年院の人的・物的側面の検討の必要性についても盛り込まれたところでございます。

2番目として、少年院の処遇体制等の在り方についてでございます。これは様々な局面があるかと思えますけれども、とりわけ在院者が生活して成長していく場としての寮運営の在り方、そこにおける職員間の連携方法、幹部と職員集団との風通しの問題、あるいは法務教官の職務は教育と保安の両機能を有しておりますので、職員の負担の問題でありますとか、それらをどうバランスをとっていくか、などの論点があろうかと考えます。

3番目が矯正教育システム等の在り方でございます。これは先ほど申しあげましたように、少年院の種類や処遇課程、分類の仕方、それを受けた各施設における教育課程、個別的処遇計画あるいは教育内容・方法、そういうものが現在の少年たちのニーズに即したものとなっているのかということをしっかり考えていかななくてはならないということでございます。

4番目に少年院運営の透明性の確保についてでございます。例えば、広報の在り方、あるいは第三者機関設置の可否、設置するとすれば、少年矯正施設の特質に即してどのような内容にすべきなのか等々の論点があろうかと思えます。

5番目が少年矯正に関連する法令の整備の在り方でございます。現行の少年院法は昭和24

年に施行されまして、既に言わば還暦を迎えております。例えば、基本的処遇制度あるいは矯正教育の内容等々基本的な内容が通達レベルで運営されている現状がございます。また、職員の権限、在院者の権利、義務等々につきましてもあまり規定されていないということで、先々これをどうするのかということは将来的な大きな課題であろうということで盛り込まれたところでございます。

最後に、少年鑑別所は、少年院と同一の法基盤に立っております。少年院法に少年鑑別所のこと記載されているところでございます。また、同一の職員育成システム、あるいは少年を収容して処遇をするというような共通性がありますので、このような少年鑑別所にも共通することについてはしっかりと考えていかななくてはならないということで6番目に盛り込まれたものでございます。

これからよろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

9. 意見交換

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきます。

本日は第1回目ということですから、おおむね次の2点について、各委員から自由に御発言いただければと思っております。

第1点目は、各委員が現在、少年矯正に対してどのようなお考えをお持ちでしょうかという点であります。それから第2点目は、法務大臣のごあいさつ、矯正局からの報告でも若干挙げられていましたが、この会議において今後主としてどういうテーマを課題に取り上げ、検討すべきであるかという点であります。

以上を念頭に置いていただきまして、様々なお考えを御開陳いただければと思っております。ただし、時間に限りがありますので、お一人7分から8分というようなところでお願いいたします。

順番に御意見いただいてよろしいでしょうか。申し訳ありませんが、それでは石附委員から。

○石附委員 少年矯正に対する考え方というのは、非常に大きな課題ですし、これからだんだん絞っていききたいと自分では思っておりますけれども、矯正教育に携わる職員とそれから少年

や保護者の中の認識の差というのがすごくございまして、例えば保護者は、入ったらよくなってくると思って期待しているわけですがけれども、そういうものではない、やはり保護者自身が変わらなければならない。先ほどもありましたけれども、少年矯正というときに保護者を視野に置いた矯正教育というのが大事になって、十分な処遇ができていながらもかかわらず、家へ帰ったらだめになる。少年審判で保護者に対して説諭するということが入ってまいりました。

そういう意味では、矯正における考え方といたしまして、少年を中心に考えるときに統合的に考えるというのか、技術として少年をどう矯正するかということじゃなくて、創造的にというのか、柔軟的に申しますか、先ほどからも出ておりましたけれども、技術的、技能的なことで訓練をするとかそういうことよりも、かつて訓育といたしましたか、統合的な教育はどうしたらいいかということを考えなければならない。先ほどのプログラムなんか見ていましたら、とても充実しているんです。職員の皆さん方が、少年院に行きますと熱心でしっかりしていらっしゃるんですが、やはり価値観の変化だと思いますが、職員の一体感というのが強かったと思うんですけれども、そこへ個人的主義の尊重という社会的背景で自分を守るという視点が出てきましたので、そういう意味で職員の意識というものを十分認識して対応するということがある意味では必要でしょう。官舎を利用されている方が減少して、空き官舎が出てきて、御自分の家を建てる人が多くなったとかそういう話を聞きますと、それが悪いということではなくて、職員のそういう状況で孤立化があるとすれば、心のケアということが矯正教育機関全体の中で、技術を身に付けるということとともにその辺を視点に置いた考え方をできるといいなと思います。

そういう意味では、お話し合いをしながらテーマが絞られていくのではないかと思いますけれども、統合的にどのような矯正教育を考えるかということと一緒に考えていきたいと思えます。

それから、今の統計の中で出てこなかったことの中に、再入者の少年の場合と初入者の場合とで問題の対処の仕方はおそらく違うのではないかと思いますし、逆に言えば、特別少年院の子どものほうが処遇しやすいのではないかと思います。施設に動向観察に行きますと、態度もしっかりしております。その少年院の中での処遇につきまして、特別少年院と初等少年院と中等少年院あるいは医療少年院とで、どのような特性を持つてすることができるのかというのを勉強させていただけたらありがたいと思います。

どうも失礼いたしました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。それでは、次に市川委員にお願いします。

○市川委員 私は、矯正には直接にタッチしていませんが、多分似たようなことはあるなというつもっています。おそらく矯正は、何か規範があってそれに合わせようという気がしておりますが、その規範が社会の多様性の中で変わっていくと思います。そうすると、以前決まったままの規範に合わせなくてはいけないのかな、と感じます。子どもの精神科に従事していて、30年前と今では全然対応を変えている、結果として変えざるを得なかったと思うんです。それは、そこに入ってくる、入院してくる子どもさんが変わってきているし、社会も変わってきているからだろうと思うんです。

そうして見ると、今の御説明の中で処遇困難例が増えてきたのが一体どういう内容なのか、今やっている対応がうまく当てはまらないからそうなのかを考えなきゃいけないと思います。すばらしい制度を決めても、何年後にはそれは変えなきゃいけない宿命を持っていると思います。特別支援教育で文科省に呼ばれたのですが、生徒さんが変わってきているということを現場の先生方はおっしゃっています。逆に言うと、旧来のベテランの先生ほど非常に困ってしまうと、若い先生のほうが、かえって対応が何とかできるというようなことが起きていまして、これは一つの例で言えば、発達障害の子どもさんが非常に増えてきてしまっているということに関係しているだろうと思います。

医療のほうでも全く同じで、疾患が非常に大きく変わってきておりまして、それに合わせて変えざるを得なくなってきました。かつては、何でそんなことをしたんだと、反省しなさいというような対応でよかったのが、今はそういう注意をするとそこで逆ギレしてしまうような子どもがいっぱいいますので、まず1人だけ別の部屋に持って行って、しばらくおとなしくしてもらって、どんなおかしいことをしていても、「どうしたんだ」と聞くと、かえって素直に話してくれたりすると。もう明らかに変わってきていますね。やはりそういうような変化に対応していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それから、もちろん私のいるところは矯正施設ではありませんけれども、実は精神科の病院というのも入り口にかぎがかかっておりまして、ある意味で言えば密室的な要素を非常に持っているんですね。やはり外から情報が入らない、外からなかなか中がうかがい知れないような環境にしてしまいますと、必ずそこに何らかの独特なものというか、その中だけで納得できるようなシステムができてしまうのではないかというふうに思います。そういう点で言えば、先ほどのお話に出た透明性の確保ということがものすごく重要ではないかと思います。私は今、院長になってから何をやっているかという、見学でも研修でも、勉強にきたい人がいたら全

部中に入ってもらおうようにしております、これは要するに外からの目が入るということは、絶対に職員にとってはプラスになる面が多いただろうと。自分たちがどれだけ注目されているかということと、自分たちのやっていることはすべて外から見られていると。もちろん、それは患者さんのプライバシーを保護するという前提においてですけれども、そういうことに努めております、そのことは決してマイナスにはなっていないだろうと。

確かに今考えてみますと、特定の職員が自分の判断で——私たちは入院というやり方をとりますけれども——注意をしていたというようなことは、長い目で見たら、それは個人の判断だけが入ってしまいますから、よくなかったというふうに思っておりますし、そういう透明性の確保というのが重要なと思います。

私、もちろん詳しいことは分かりませんが、例えば家裁に頼まれて鑑定書をつくったりするとき少年鑑別所に伺いますけれども、鑑定書をつくる時に少年鑑別所の書類は一切公表していただけません。してみますと、心理の方は御存じのように、例えば知的水準をはかるものというのは、半年、間が空かなかつたらほとんど意味がないと、学習効果が出てしまうということになるので、随分お願いしましたが、これは法務省の中の問題で一切外には出せないというようなことで、検査をしたくても数値が得られないということも経験しております、これまで以上に連携ということを行いながら、何でこんなことになっているのかなと疑問に思ったことがあります。ある意味で言えば、やはり外からの目を入れるということは連携をしていくということが重要だと思いますし、先ほど申しましたように教育のほうでも、今特別支援教育を始めた中の一つには、教育者だけではなくて外の人を目を入れるということで、委員会なんかを設立できるようにしてきております、おそらくすべての分野でそういうことが必要になっているんだろうと思います。私の勝手な想像で言えば、裁判員制度だってその一環ではないかなと思います。してみれば、やはり矯正の中にも外からの目をうんと入れていくということを今後更に進めていただけると、きっといいんじゃないかなというふうな気がいたします。

二つまとめてですが、そんなところでお話しさせていただきました。

○岩井座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですか、影山委員にお願いします。

○影山委員 影山でございます。

まず、少年矯正の考え方なんですけれども、先ほど冒頭、紹介のごあいさつの中でも申し上げましたけれども、私が弁護士として付添人としてつく子どもたちから感じることは、やはり

被虐待体験等あまり大人に大切にされてこなかった、そういう経験をいっぱい持っている子どもたちが多いなというふうに感じています。そういう子どもたちは自分を大切だとなかなか思えない、そういった自尊心の欠如というものが子どもたちにあるように思います。自分を大切だと思えない子どもたちは、なかなか人の大切なものも大切だと思いにくい、そういうところがあるように思います。また、自分を大切だと思えない、つまり自分が生きていていいのかどうか、あるいは自分が大事な人なのかどうか、人から必要とされる人間なのかどうか、そういったことに関して、本当は自分でそう思いたいんだけど、そう思いにくい、思えない、実感できない、そういうふうな子どもたちが多いうように思います。

これは、非行を犯してしまう少年、あるいは少年院にお世話になる少年ばかりでなく、私は、10代後半の子どもたちのための一時避難所、NPO子どもセンターてんぼというんですが、そういうシェルターを運営しているんですが、このシェルターに逃げてくる10代後半の子どもたちもものすごく自尊心が低いです。そして、自分に自信が持てず、それから人間関係の距離感とかつくり方がすごく苦手です。したがって、バイトあるいは学校にというふうな社会に出ていくと、いろんなところで上手に人間関係を取り結ぶことができずに失敗を繰り返し、ますます自信をなくしていってしまう、そういうふうな子どもたちが多いうように思います。

少年院における矯正教育では、この自尊心をどう植え付けていくのか、育てていくのか、それから上手に人とかかわることができる人間関係づくりをどういうふうにしたらいいのか、そういったことに力点を置いた教育を是非やっていただきたいなという思いでおります。先ほど御説明いただいたプログラムは、そういう観点からすると本当によく練れて、世界に比べれば日本の矯正教育は素晴らしいと何人かの委員の先生もおっしゃっていましたが、私も実はそう思っております。しかし、この素晴らしいプログラムをどれだけ現場の職員の皆さん方がマスターをしていただいているのか、あるいは意思統一していただいているのか、そういうふうなところも問題がまだまだあるような感じがしております。

この委員会で取り上げていただきたいテーマでございますが、まず一つは、きっかけになりました広島少年院の事件でございますので、このような事件から私たちは何を考えるべきなのか、何を学ぶべきなのかというふうなことに関しては、しっかりと委員会の中で議論をしてみたいと考えております。

今、日本弁護士連合会のほうで9月18日付けで、この広島少年院事件を一つのきっかけにしまして、少年院、少年鑑別所の処遇の在り方に関して提言をさせていただいたものを資料として配らせていただきました。概略説明をさせていただきたいのですが、提言の趣旨だけ申し

上げます。

一つは、このような事件を二度と繰り返さないようにするために、各少年院ごとに視察委員会という第三者機関を是非設置していただきたいというふうに考えます。視察委員会のメンバーには様々な専門的知見を有する有識者の方に入っていていただいて、そして、処遇や少年院等の運営に関して意見や勧告をこの視察委員会が行えるように、このようなシステムというのは、既に刑務所あるいは留置施設等につきましては各施設ごとに設置をされてございますので、より人権侵害を受けやすい弱い立場にある子どもたちの、しかも、素晴らしい矯正教育をやろうという少年院においては、やはりこういう視察委員会が、刑事施設にあるのであれば、是非少年院にも視察委員会は設置してもらいたいなど、そういうふうに思います。

それから、大臣に不服申立ができるという制度を新設したと御説明がございましたが、やはり法務省内部の機関ではなくて、外部機関である少年院審査会のようなものに対する不服申立制度というものを是非新設していただきたい。そして、審査会は少年院をいつでも視察ができるというふうなシステムも必要ではないかと考えております。

社会的養護の子どもたちには、子どもの権利ノートなどを配って、もしも不満や不服があるのであれば、例えば権利ノートに葉書がとじられていて、いつでもその葉書を投函できるようなシステムというのがどんどん広がっておりますけれども、少年院においてもそのような制度があつていいのかなと思います。

それから、やはり透明性の確保、市民がもっともっと、可能な限りのところで少年院の様々な処遇に、市民の力とかボランティアさんの力とか、そういったものをどんどん導入して、地域との交流なんかもできるような少年院あるいは少年鑑別所、可能な限りということになりますが、考えていけたらいいのではないかなと思います。

もう一つ、弁護士との無立会面会なんですが、弁護士会というのは弁護士法に基づいて基本的人権の擁護というのを使命としておりますので、各弁護士会は人権擁護委員会という、あらゆる場面における人権侵害の訴えに対して調査をし、そして、提言をさせていただくような活動を各弁護士会は無償で行っておりますけれども、こういった弁護士会の人権擁護活動の一環として、例えば少年院に入っているお子さんのほうから弁護士会に訴えがあった場合に、弁護士が赴いて、どういうことというふうにお話を聞くような場面、そのような人権調査の場面などでは、職員の皆さんが立ち会っているところではなかなか率直なところを話せないお子さんもいるかと思っておりますので、弁護士の無立会面会というのを制度としては御検討いただければありがたいなと思います。

こういうふうな、広島少年院の事件に関して緊急に日弁連のほうから提言したのもございますので、これに限らず、広島少年院事件から我々は何を学ぶべきなのかということは、是非テーマとしていただきたいと思います。

あともう一点だけ最後に、この会議では少年院の出院時のサポート、あるいは出院後の支援の在り方について、本当に少年院の中ではすごくやる気を起こして頑張れる子になったのに、受け入れる社会とか、あるいはもう少しステップアップ的な制度ですね、社会に上手に帰していけるようなそういう中間的なシステムというのが、若干今できつつあるように思いますけれども、もっともっと大きくシステム化していくようなことをこの委員会の中でも検討していただければありがたいなど、そんなふうに思います。

ちょっと長くなりました。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

次に、よろしいでしょうか、川崎委員。

○川崎委員 川崎でございます。

私、昭和40年に矯正の世界にいましたが、それから退職するまでの38年間を見ますと、少年院は、先ほど建物が古いというような問題点を挙げた人もあるという報告がありましたけれども、施設による差はありますが、総じて、施設が整備され、それから処遇の内容も充実し、職員の採用システム、研修システムも充実し、職員の能力も向上したというふうに私は思っております。

ただ、やはり長年にわたっているいろいろな要因からこじれた少年たちを改善していくということは生易しいことではないので、いろいろ向上したけれども、全部が全部うまく機能するかというとそうではなくて、再非行が防止できなかつたり、あるいは施設の教育になかなかのらない子どもがいたり、施設の中で規律違反が起きたりというようなことがなかなか減らないわけです。

一方、社会は目覚しく変化をして、少年矯正に対する期待も高くなる、あるいは少年が変化し、保護者も変化した。そういう様々な変化の中で、努力して矯正教育を向上させたけれども、効果が十分に上がらなかった部分があって、それがこういう不幸な事案として出てきたのではと思えるのです。

これを機会にして、その辺をもう一度洗い直すといえますか、どこがどうなったら今の現代において効果を上げることができるのかというようなことをいろいろな立場から、先ほどからお話が出ていますように、矯正の中ではいろいろ悩み尽くしてやっているのですけれども、外

から見て、きっと新しい御意見が出てくるのではないかと考えております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、津富委員お願いできますでしょうか。

○津富委員 津富です。よろしくお願いします。

もともと法務教官をやっていた人間として、もし現場に戻ったらこういうふうにするだろうなという、もともとの勤務の仕方とか処遇の仕方はあるんですけども、今日お話ししようと思うことは——全然自分の中でも言葉とか形になっていませんけれども——こういうふうに提案したら、自分自身がそう言われたらできるとはなかなか思えないけれども、少年院にぜひチャレンジしてもらいたい、少年院がこういう挑戦をしてみたらどうかなと思う話をちょっとしてみたいと思います。

こんなに大きな質問が来ると思わなかったので、感想的なところからスタートしたいんですけども、今日、いろんな意識調査を最後に見せてくださいました。少年に対する意識調査、あるいは職員に対する意識調査ですね。そこで、僕が思ったのは、職員に対する意識調査をなさって、職場でのストレスは何ですか、少年院の現状の問題点は何ですか、不適正処遇の再発防止策は何ですか、どうして起きたんですか、あるいはどうしたら防げるんですかということ調べているわけですね。この同じ問いが、何で子どもになされないのか。どうして起きたと思いますか、どうしたら防げると思いますかという問いを何で子どもにしないのかということです。

要するに、こういう問いをつくる段階で、人権、人権と言われるんですけども、人権というのは対等にすべての人が持っているものであるにもかかわらず、職員用の質問、少年用の質問というふうに意識的に仕切られている、仕分けられている、この感覚自体を問わないと、なかなか本質的な解決に至らないだろうということが、今日の御説明を伺っていて思っていたことです。今日、どなたかから広島事件から学ぶという発言がありましたけれども、学ぶ私たちの、学び方というか、ある感性とか、ある構え、ある枠組みというものをもう一度問い直さないと答えが出てこないんじゃないのかなというふうに思います。

先日、山梨学院大学の荒牧先生という子ども権利条約の権威に、学内で講演をしていただきました。このときのテーマは、少年院の話では何でもなかったんですが、今日、そのときの配布資料を持ってきました。多分矯正局の多くの方が御存じの資料です。子どもの権利委員会の総括所見ということで、2004年1月30日に採択されたものです。非常にレレバントであると思われるので、ちょっと長いですが読みますと、「子どもの意見の尊重」という項目があ

って、日本はこういうことがあるので気をつけてくださいねということがいくつか書いてあるわけですが、「子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設及び社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを依然として懸念する。」、つまり、日本は子どもに対する社会の伝統的な態度が子どもの権利を制限しているんじゃないですかということですね。

もう少し具体的な話として、「委員会は、条約第12条に従い、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。」ということで四つあります。一つ目が「家庭、裁判所及び行政機関、施設および学校並びに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重を促進し、かつ、子どもの参加の便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ること確保すること。」、2番目が「意見を考慮され、かつ、参加する子どもの権利について、特に親、教育者、政府の行政職員、司法関係者及び社会一般に対し、教育的情報を提供すること。」、3番目として「子どもの意見がどのくらい考慮されているか、また、それが政策、プログラム及び子どもたち自身にどのような影響を与えているかについて定期的検討を行なうこと。」、4番目として「学校及び子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。」ということです。これを素直に読めば、子どもがこの有識者会議の席に座っているということですね。

1週間くらい前に「子どもサポートネット」というNHK教育テレビの番組を見られた方はおられますか。イギリスの事例が紹介されていました。少年院の話ではありません。僕は、実物は見たことないんですが、東京にあると聞いたことがある、若い人の耳に嫌な音に聞こえる音を発して、若い人が近づけないようにするモスキートデバイスというものがあるそうですね。イギリスはその発祥の地だそうです。その番組では、それが導入される様子取材していました。モスキートデバイスの害を受けるのは若者ですから、当事者は若者です。イギリスには、ユース議会という若者の議会があって、その議会に行政の方が説明に行って、「こういうのをつけたいんだけどどうですか」と言うと、ユース議会の若者は「何時から何時ならいいですよ」とか、「僕らはともかく——僕らというのは、16、7歳の子ですけども——10歳未満の子が近づくようなところにはつけないでくださいね」と言って、行政の方がそれを持ち帰って検討する様子取材していました。番組では大人の方も取材されていましたが、NHKの方から「何でこんなことをするのか」と聞かれて、「当事者である若者が専門家だからで

す」という返事をしていました。当事者が専門家というのは、いろんところで使える原則であろうかと思えます。この原則に従うと、先ほど申し上げたとおり、学び方について新たな見直しができるのではないかなと思ったりもします。

私は、大学で、人権に関する授業を担当していますが、今日午前中の授業では、様々な権利擁護活動と呼ぶことができるような活動しているサークルの学生に授業を締めてもらいました。多くの大学にあると思えますけれども、うちの大学には、カンボジアの児童買春について、現地の若者団体と連携をとって支援をしている学生サークルがあります。大学生が、自分たちより、海外の子どもたちの権利擁護をしているわけですね。だから、在院者の権利擁護をするのは、先ほどの、当事者が専門家であるという原則を生かせば、たとえば「弁護士等の専門家」ではなくて、少年院に入る可能性がある人たち、あるいは少年院に入る人たちに対して、立場に近い人たち、つまり、一般の若者であってよいと思えます。今回の、在院生の人権を守るというコンテキストでも、今の大学のサークルの話に応用すれば、在院生の人権を守るのは一般の若者という考え方は十分あり得るし、そういう人のほうがより共感性のある権利擁護ができると思ったりもします。

今日午前中の授業では学生団体をもう一つ呼んでいたんですが、それは中高生のための人権教科書をつくるというプロジェクトをやっている学生団体の学生です。彼らのプロジェクト、つまり、人権教育という側面から考えると、犯罪、非行を犯した少年たちがどんなふうに権利擁護されなければならないのかということについて、すべての日本の国民が中高生段階からきちんと教育されていることが大切なんだと思えます。すべての中高生が対象ですから、その後非行を犯すことになる子どもたちであっても、自分たちが権利主体であるという自覚を、非行を犯す前に身に付けられますし、さらに、中高生のうちから、非行を犯した人たちの罰には何がふさわしいんだろうかということ、みんなで考えていくような教育と、その人たちの持っている権利をセットにして学んでいけば、少年院に入っている子どもたちに対して権利擁護してみようという大学生や高校生も出てくるのではないかと思います。そういう教育を、矯正局が推進していくことも必要ではないかと考えてみたりもします。

ちょっとまとまってはいませんけれども、そんなことを今日の印象として持ちました。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

かなり時間がたっておりますので、少しここで休憩をしたいと思います。

(休 憩)

○岩井座長 それでは、再開いたしたいと思います。

中断して申し訳なかったのですが、徳地委員の御意見からよろしく願いいたします。

○徳地委員 徳地です。

私も非常に現場経験が長いもので、今回こういうふうな事件がありまして、半ば理解できずし、また、非常に残念なことだと思っております。私、先輩から昔言われたことは、殴って教育するのは素人だということと、恫喝して教えるのは三流だということ。あと、にらみをきかせて教えるのは二流、何もしないで教えることができるのが一流だということで、教護職員というのは、殴らないで教えられる人間じゃなきゃなれないということを昔からこっぴどく言われまして、私自身も15年間、小舎夫婦制という形態で寮舎担当しまして、78名の子どもを社会復帰させました。何人かの少年たちが途中で無断外出や逃走事故を起こしまして、それで家裁に係属しまして少年院に行った者もいるんですけども、その中で、少年院から出てきてまして、私のところにたまに、退院しましたとあいさつに来る子どもも何人かいます。その中で1人だけ、「少年院に行ってよかった」という少年がおりまして、私自身今考えますと、やはり私は少年院に行って決して失敗ではないといつも思っているんです。「少年院に行ってよかった」という少年の声が本当に生の声かと思っておりますし、少年院での再発防止の指導を是非ともやってほしいと思っております。

私は、自称矯正教育の応援団長ということで、時間がある限り、少年院等の見学を頻繁に行っております。また2月にも青葉女子学園のほうに行く予定にしております。

市川委員から、非常に現場のほうはということで、被虐待児、それから、また発達障害云々ありましたけれども、児童自立支援施設の中にも、ここ最近そういう対象の子どもが多くなってきてまして、昔のような集団的な処遇ということがまず不可能になってきました。ということは、すべてその対象の児童は、個別対応しなければやっていけないような状態ということと、それから立て続けに発達障害等の種類の子どもが入所してきますともう大変なんです。集団としての機能が全然発揮できないということです。昔ですと集団的な指導が中心で、寮舎の児童集団がしっかりしていれば、そのような特異な子どもが入寮してきたとしても、集団としての力量を発揮できたわけなんですけれども、残念ながら最近では、昔のような本来の非行児童、非行少年とは違って、発達障害系の子ども、それから根底に虐待経験のある子どもが非常に多く入所してくるということで、集団的な機能が全然できないというようなことなんです。

ということは、職員がそのような子どもに対して昔ながらの経験でやっても、まず集団として機能が発揮できないということで、絶えず個別対応ということで、職員のほうが逆に疲弊して行ってしまって、最終的には休職というような施設を何施設も、私自身見たり聞いたりしております。今回の事件にしましても、私いろいろ考えてみたんですが、例えば対応の難しい少年が少年院に入ってきたと思います。そのとき、やはり職員の指導性の問題、この辺のことが1点なかったかどうかということも気になります。それからまた、少年院の少年たちも様々な行動特徴を持った子どもが非常に多く入ってくるということ。特に今回の場合は、広島矯正管内には医療少年院がないのではないかと思います。ということは、そういう行動特徴をもった少年も、当然今回の少年院に入ってきたのではないかと私自身は理解しているわけなんですけれども、そういうふうなことで非常に大変な少年が多くなってきたということと、それからまた、入院のペースが非常に早いと集団としての安定性に欠けるのではないかと考えております。ということは、当然スタッフのほうが、こういう少年たちとの信頼関係においてじっくりいきませんし、なかなか難しい対応の仕方になってしまったのではないかと考えております。

それとともに、先ほど影山委員のほうからも意見がありまして、重複する点もあるかと思うんですけれども、私自身の経験からいきますと、もう少し少年たちの生の声。人権侵害を防止するために少年たちの生の声を聞くために、私たちの施設の中では意見箱という箱を設けて、少年たちの意見を意見箱の中に入れてもらうと。それで1か所に設置するのではなく、何か所か意見箱を設置しまして、そこに無記名で少年たちの生の声を聞くと、そういうふうな方法も一つの方法ではないかと思っています。

それからもう一つ、やはり第三者を入れまして、具体的な少年たちの意見を反映できるような組織の運営も必要ではないかと思っています。先ほどガラス張りの体制の必要性も伺ったんですけれども、そのようなことを含めまして、是非とも透明的なもので、できるだけ外部の意見を導入するというので、施設の改善、職員の意識変革等も私自身は必要ではないかと思っています。

以上で私の意見とします。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、廣瀬委員よろしくお願いいたします。

○廣瀬委員 基本的に非常に難しい問題だと思っています。

日本の矯正教育、特に少年院などはすばらしいという認識を持っておりますし、現場でも非常に御苦勞されていると思います。私は、裁判官として少年事件を若い判事補時代、判事の中

堅時代、裁判長になるぐらいの時期に断続的に担当し、自分の世代変化もあると思いますが、子どもや親がかなり変わってきているという実感を持ちました。大学に戻り5年目ですが、既に指摘されていますが、学生や親の気質の変化が顕著です。大学でも最近、透明性を高めるため、無記名アンケート、不服申立制度導入等をやっていますが、制度を濫用する者が出たり、受け止める教員側が過剰反応するというような話も耳にします。少年矯正のシステムの問題点を直すのは賛成ですし、透明性の確保、第三者を入れるなどの提言もいいと思うのですが、それが必要以上に矯正現場の職員を萎縮させたり、やる気をなくさせてしまったり、本当に必要な教育ができなくなることはないようにしなければならない。その調整が非常に難しいと思います。

それから、職員自体もおそらく相当変化していると思います。例えば30年裁判所にいた間に、若手の職員や判事補、司法修習生のほか、若い弁護士、検察官なども含め、その気質・意識は間違いなく変わってきています。やはり、サラリーマン化する、自分の生活を大事にするというような面も出てきています。少年法改正のときにも、熱血裁判官、人格的感銘力で少年を感化できる者が減っているというような批判がありましたが、世の中全体がそうなっているときに、少年審判官だけそういう人を多数確保できるということがあり得るのか。これは学校の先生もそうでしょうし、少年矯正、法務教官にも共通の問題があると思います。

そうすると、相対的には熱意、能力があり、研修を受けた人が集まっているとしても、60年間の流れを見ると、おそらく制度設計時前提とされた個々人の意欲・意識などは大きく変わっているはずです。かくあるべしという話はもちろん大事ですが、現状、今の平均的な職員のレベルや意識を前提に、うまくいくシステムを作る必要があります。少年も同じことです。子どもはもっと素直であるべきだと言ってみても仕方がないわけです。私も少年審判官を長くやっていたので責任がありますが、説教してだめ、保護観察でもうまくいかない、何度も非行を繰り返して少年院送致される場合が多いわけです。少年院には、一番大変な少年たちを受け入れていただいているのでなかなか一筋縄でいかないのは当たり前で、社会や大人に不信感の強い者、制度を悪用・濫用する知恵を持っている者もないわけではないと思います。そういう者にも通用する、うまくいくシステムをどう構築していくか、非常に難しい。もちろん、努力はすべきですが、制度の作り方に十分に気をつけないと、制度創設で現場がかえってうまくいなくなるという気がしております。

ただ、間違いなくこれまでもきちんとやってきたところはあるわけですが、そういう実績の情報伝達・公開、これは家庭裁判所も共通していると思うのですが、非常に不十分だったと思

います。その辺を一般社会に伝達し理解してもらって協力を仰ぐという努力も、制度的なものも含めてやっていく必要があるだろうと思います。この会議でいろいろなことを考え、やっていくとすれば、外から分かりやすくする情報発信のほか、一定の水準を保障するために、規則化・法律化することも大事だと思います。同時に、制度のひとり歩きや濫用などの問題に対応できるような柔軟さを確保しておくことも必要だろうと思います。

これまでお話を聞いて、いい視点、いい御提案だと思うのですが、具体的にどうすればよいか、今はまだ、こうすればいいというところまでいきません。しかし、密室的なシステムの中のことですから、透明性の確保は、間違いなく大事で、信頼確保のためにもそれは必要だと思います。同時に、それが本来よかったところを悪くしないようにバランスをとることは非常に難しいだろうと思っています。今日のところは、全く抽象的なお話しかできませんでしたが、テーマとしては、検討項目として素案で挙げていただいたものでよいと思います。

さきほどいろいろなデータを出していただき、これから見学等もさせていただけるということなので、是非、最近の実情も見せていただけて考えたいと思っております。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本田委員お願いできますか。

○本田委員 それでは、現場の研修をいくつかやっているという実践的な立場からお話させていただきたいと思います。職員の方のストレスは、やはりかなり高いです。誰に対して高いかという、先ほどから挙がっている処遇困難者についてなんですね。従来、それこそ団体の処遇に適している少年たちの場合だと、教官1人で5、6名を見ることができるのです。ところが、処遇困難者が1人いると、そこに1名張りつきでとられてしまう。補充がないので、残っている職員の方が12名ぐらいを見なくちゃいけない。そうすると、当然手薄になって、そのときをねらったかのようにいろんなことが起こります。少年たちは、教官が自分のほうに向いてくれないと思うと、統計にも出ていましたけれども、不平等だと思ってしまう。暴れて言うことを聞かないほうが教官は面倒を見てくれるじゃないかと思うと、次々そういう状況が出てくる。自分も個別のほうがいい、長くたって20日間ぐらいなんだから、それだったら自分もルール違反をして入ったほうがいいのかというようになる。問題が起これば、個別の処遇をするための面接、手続をしなくてはなりません。その時間、集団として処遇に乗れている少年たちに、教官が従来自分のかわりができなくなってきた。そういうストレスがあります。また、非常に熱心な方たちの場合は、処遇困難な方にも体当たりで一生懸命やっつけたいんですが、自分の意思が通じないんです。なぜ通じないかという、この処遇困難の方たち、

パターンがいくつかありまして、男子の場合だと人格障害のボーダーラインに非常に近い、もう医療少年院でもいいんじゃないのというぐらいのすれすれの方がかなりあります。これは認知のゆがみから来ています。もう一つは、知的障害のボーダーライン。知的障害とつけばH級のところで、そちらの施設になるんですけども、IQ75から85ぐらいとなると通常のところに行きます。普通の学級の中にいられるのが90から110なので85はどのぐらいかという、小学校3年生から4年生の知能レベルです。ということは、人の立場に立って物を考えとか行動を予測するとか、前にやったことを新しいことに当てはめるといようなことが非常に難しい。再犯とか結構多いんですね。刑務所を出た知的障害の成人向けのプログラムを組んでいますけれども、知的障害の累犯の問題として、学んだことが蓄積されないという課題があるんです。

ですから、そういう処遇困難な方たちに向けての、今までなかったIEPというような形のプログラムの開発が要るなと感じています。ただし、特別支援教育を、法務教官がやるのか、それとも専門家もスーパーバイザーとして入れるのか、考えないといけないと思います。少年の特長としてこういうことが出たのだから、法務教官が知的障害の教育もやりなさい、人格障害の少年たちの生活指導もできるようにしなさいとなると、研修が物すごく増えるんですね。

高等科研修では180日間宿泊研修があり、さまざまな法律の理解や、どういう法律に基づいたら制圧していいのか、書類の書き方とか、そういうことはいっぱいやるんですけども、面接の練習は本当に少ないんです。一番必要なのはそこだと思います。処遇が困難な少年たちに関してのプログラムをきちっと組んで、教官はここまでやる、専門家はこれをやるというように考えていく必要があると思います。アメリカは、スペシャルエデュケーションが刑務所の中にも少年院の中にもあって、別途にプログラムを組んで、それぞれの専門家が学習やソーシャルスキル教育やリラクゼーションなどもやるんですね。

処遇困難といわれる少年の別の例として、人格障害や知的障害ではなくても人とつなげられない少年が増えているということが上げられます。居室の中で「あの人は嫌だから変えてください」とか、少年が自分で対応しなくちゃいけない課題、本当にささいな課題が解決できないで、一々教官に言って来ることもかなりあるようです。逆に、これは女子少年院に多いんですけども、甘え方を知らないの、べたべた、べたべた来て、暇があったらとにかく話を聞いてほしいがる。聞いてくれないとリストカットしちゃうとか、聞いてくれるまで行動化を道具としてつかってしまう。そういう少女たち、少年たちも増えていて、甘えさせていいのか、どこまで甘えさせるのか。あの先生には甘えられるけれども、この先生はだめなど、職員の中で処遇に

対しての対立関係が起こってしまう。こういう職員間の処遇に関する意見の違いというストレスもありますね。

ですから、処遇困難だったり、職員の対応が不平等だと言っている少年たち、あるいは職員から暴言を言われているという少年たちがどういう特徴のある人たちなのかをもう少し調べていく必要があるかと思います。60%~80%は対応に満足しているという調査結果が先ほどありましたから、まず、不満を訴えている少年たちに対するプログラムをきちっと立てた上で、全体の処遇計画を見直していくほうがよいかと思います。職員研修を組み立てなおす場合には、今すぐやらなくてはいけないことと、長期的な視点に立ってやったほうがいいことを、分けてみるとよいと思います。

最後に、職員の方からこういうことが大変なんですとよく言われるのが、スーパービジョンを受ける機会が非常に少ないことです。家裁でもスーパーバイズすることがありますが、少人数で専門家に丁寧に見てもらっています。ところが、一番長い間少年たちに接していなくちゃいけない教官たちが、事例検討の機会に恵まれていない。今日こんな問題があった、こういうふうな処遇をした、と事例検討しようと思っても内部の方たちだけだと愚痴で終わってしまうそうです。家裁や鑑別にはケース検討やスーパービジョンがたくさんあるけれども、少年院内部での日々のスーパービジョンがどんなふうに行われていくのか、これからの課題だと思います。

少年鑑別所から入院のときに送られてくる書類も物すごくあるんですけども、担当者になっても多忙なので読んでいられないそうです。たとえ読もうとしても、どこを読んでいいのか、WISC（知能検査）の読み取り方など分からない。もちろんそうですね、そういうトレーニングは心理技官じゃなければ受けていないわけですから。せっかく技官がいっぱい書いてくれても内容が分からない。鑑別所から少年院に送られて来たときに、書類に処遇指針が出ているんですが、抽象的な書き方をされていることが多いようです。それを院内での日々の行動の目標に書き換えていかないとイケません。このときのデータの読み取りというのが難しいんです。ここでしっかり処遇計画ができて、共通項として、この子は今甘えさせるのが処遇なんだから、ここまで甘えさせたら、そこまでで終わりとか、我慢させるのが練習だとか、聞き取りができればそれでいいとか、きちんとそういう行動レベルのところでのIEPが立てられれば、もっと職員間で、この子はここがポイントなんだから、ここまで指導すればいいねと共通理解ができれば、平等感、達成感というのはあると思うんですね。その辺の横のつながり、鑑別は鑑別で終わってじゃなくて、鑑別から来た資料が少年院の中に入ったときにどうなりそうなの

か、一連の流れで対応していく必要があると思います。

お薬の場合も同じだと思います。書類だけだとわからないので、ドクターにこれは何ですか、どういう症状に使う薬ですかとたずねやすければ連携しやすいですね。また、退院して、保護観察に引き継ぐ場合も同様です。これまでの縦割の分掌のところを一貫して見ていけるような、これはシステム上の問題だと思うんですけども、何かできるようになると、もっとその少年の処遇のポイントや、家族の問題なんかも対応できるかもしれません。特に最後は社会復帰ですから、福祉とつなげる分野も連携が必要です。知的障害がある場合は、特にそうなんですけれども、福祉の分野での受け皿がないと、やはり仕事がない少年は再犯しやすいです。それから、学校で受け皿がない。事件を起こした少年が帰ってくるんだという、もう大騒ぎです。特に鑑別所からは2か月で帰ってきますから、恐喝の加害者と被害者が同じクラスにいる場合は大変です。加害者の仲間も同じ地区でまっていますからね。帰ってきた少年たちをいかにしてまた非行に引っ張りこもうかとてぐすね引いているとなると、やはり地域絡みでの対応へと持っていけない限り、再犯防止は難しい。まずは院中でできることから考えたいと思います。職員の研修の内容をどう組んであげるのか。そのために、処遇困難だという少年が一体誰なのかということをもう一度見直すところから始めてみられるといいかなと思います。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

それでは、毛利委員よろしく申し上げます。

○毛利委員 今、本田さんが言われた知的障害の子が10人並んでいるのにウクレレを教えています。一月後に行くと、きれいさっぱり忘れています。すごく大変なんですけど、7年間、篤志面接委員をしてきて、僕は少年院を一つの文化として見て、共同体の癖みたいところで考えを述べたいんですけども、まず、少年院にこれまで7年間行ってみて、素朴な疑問が二つあります。

一つは、どうして少年院にはユーモアとリラックスというのがないんだろう。つまり、その子たちが一番できないことは、リラックスすることであり、危機的な状況をユーモアでそらすことなんです。この技術がなくて悪いことをしているのに、黙って手をひざに置いて沈黙を守ることのほうがよいという教育が明らかに行われています。これは、やはり職員にとってそのほうが都合がいいからだだと思います。すごく変だないつも思っていて、音楽を教えているのも、それを通じて自分の中にできることを発見して、楽器を弾いて隣の人と音を合わせるということを1回でも体験してほしいという思いでやっております。

それからもう一つ、これも最大の疑問ですが、分類です。なぜ似たような人ばかり集めてい

るんだろうと。けんかつ早い人だけを20人集めて、そこに同じことをしている。これは、コントロールするのはとてもやりやすいと思うんですが、つまり少年院の寮の中で20人が集まったときに、その中に賢い子もいれば、けんかつ早い子もいれば、いろんな性格を持っている子がいて、それぞれが違う性格で照らし合ったり助け合ったりすることの中に、本当は彼らが社会の中で生きていく世界観を作るとても重要なことがあるのに、少年院ごとに分けられて、本当に似たような子ばかりをぎっしり詰めているという現実があって、これは大変だからというのは分かるけれども、現実の社会と全然違うじゃないというのがあります。それが、僕が少年院に今持っている一番大きな疑問です。

それから、広島少年院の事件についてなんですけど、10月からこの源流になったと言われてる向井さんという方の公判の傍聴を続けています。今まで5、6人の証人尋問を聞きました。すべて事件にかかわった法務教官の方たちでした。この中で、実際の暴行事件とは無関係な向井さんがなぜ起訴されたのかという、そのもとになっている人に野畑さんという若い法務教官がいて、この人がはっきりと「向井さんの指導を見て、自分もまねようと思った」と公判で証言されているんです。それを僕も5回ぐらい聞いて、ここの中にどんな流れがあるんだろうということを考えてみました。

僕の仮説ですけれども、一つは、2000年の少年法の改正の後に、家裁の裁判官がある意味びびって、少年院に送致した数が5年間ぐらい増えたはずなんです。そういうデータを見たことがあります。そのときに少年院が収容過剰になって、大体100人規模で80人ぐらい入れるのが当たり前なのが120人ぐらいになって、職員がその間、大変きつい思いをしていたという事実があったかと思います。並行して、名古屋刑務所の収容者が死亡する事件があって、これを受けて法務省のほうから、少年を叱るときに少年に指一本触れるなという通達のようなものがあつたそうです。つまり怒れなくなっちゃつた。すごく大変なんだけれども、さわれないで、昔からの伝統的な、叱つたりするような対応がしにくくなつたということがあつたようです。

そこで、向井さんというのは大変ユニークな処遇をする人のようで、僕も証人尋問で聞いた話の中から組み立てておりますけれども、規律違反に大変厳しくて、規律違反をしたときに、すかさずその少年をつかまえて大変激しい揺さぶりをかける。怒って激しい揺さぶりをかけた後に2人つきりになって、相手を要するにオルグするんですね。オルグして違う考えを注入するという、非常に個人的な天才技で成果を挙げられていたようです。この向井さんという人が平成17年に来られて、広島少年院が大変に静かになつたと。それを見ていた人たちなわけで

す。この向井さんが外に出ていかれた後から別の幹部の方たちが来られて、その方たちが、向井さんのように規律違反を厳しく取り上げて少年たちをびびりしやるといった人たちではなかった。その中で今の矯正職員の中にある、なめられるとか、どうにもならないとか、そういう思いが高まった末に、陰でやっちゃえということになったというのが、僕が5、6回の公判でそれぞれの法務教官の意見を聞いたときに思った大まかな全体像かと思っています。

そして、このときに思ったのは、この野畑さんという人なんですけれども、僕は、福岡矯正管区で5年目の研修をしている法務教官の人たちの打ち上げで講演をするというのをここ3、4回やっているんですけれども、法務教官はやっぱり、なって初めて少年院の中の現実を知るんですね。そのときに、「しまった」と思った人と、その中ですごく生き生きする人と、大きく二つに分かれるんだと僕は見えています。「しまった」と思っている人は、公務員だから法務教官になった人です。公務員になればいいやと思って法務教官になった後に、入ったらその厳しさにびっくりしたというのが、この野畑さんのタイプだと僕は思っております。

法務教官の採用試験が、平成元年から一律に採用されるようになって、その前はそれぞれの少年院の院長の裁量で個別に地方色豊かな人をやっていたわけですね。まあ、それはそれで問題もあったんですが、一律になって、法務教官のある意味ステータスも上がったところになって、中に入ると突然、処遇のものすごく難しい子と23～24歳の人が向き合うことになるわけです。僕がこの野畑さんを見て思ったのは、4月に拝命する前に、もっときちんと少年院とは何か、おまえは本当にそれをやる気があるのかということで、情報をその人たちに与えるということがないと、入ってしまえばもう我慢するしかないわけで、その我慢が極限まで行けば暴力になるというような構造を今の少年院が持っているのではないかと思います。

それから、少年院はやはり難しい子がいっぱいおりますので、僕のような篤志面接という月に1回しか行かない気楽な立場でやっている人間でも、少年たちがこちらをばかにするような、場の空気を崩すような行動をしたりすると、「このやろう」と思うことが頻繁にあるわけです。それを我慢しながらやったり、口で怒ったりもしながらやるわけなんですけど、少年院がそういう場所であることをきちんと踏まえて、これまで戦後の少年院がどういう暴力をしてきたか、法務教官がしてきたか、少年がしてきたかということを、やはり一度ちゃんと確認して、法務教官もそういう暴力が起こる場所なんだと思って次のことを考えていくというのが大切なのではないかと僕は思っています。暴力はあり得ないとか、そんなことをしてはいけないと言っていたのでは、また起こったときに同じことを言わなきゃいけないんじゃないか。

そういう意味では、退官した法務教官の人から聞いた話ですが、昭和20年代の少年院とい

うのは、「あしたのジョー」のような世界だったと。昭和32年ごろに一度肅正があつて、法務教官が鉄拳制裁をするようなことができないようになったというお話を聞いたことがあります。戦前は兵隊がばんばん殴られていたわけですから、そういう日本社会全体の文化の変化も含めて、少年院がどういうふうにしてきたかということのをいま一度確認して、それを隠さずに法務教官の人たちにもその歴史を認識してもらうことが大切なんじゃないかなと思っております。

それから、法務教官にやはり休暇をあげないといけないんじゃないかと僕は思っていて、先ほど官舎へ入りたくないというお話がありましたけれども、逃走事故のために、少年院の隣にある官舎に縛りつけられてずっと暮らさなければならない。それから、自分たちのところで教えている少年たちは、小学校や中学校と違って東大に行く子なんかいないわけですよ。そういう意味では、どぶさらいのような教育現場に自分がいるという思いというのはあると思います。僕が矯正研修所で、この人はすてきだなと思う人たちは、必ず少年時代に挫折体験を持っていたりする人たちです。この人たちは、少年をケアすることが自分の少年時代をケアしていることなので、とても生き生きとしています。生き生きとした人と、どよんとした人が1対9ぐらいの割合なんだと僕は認識しています。そういう意味でも、少年院の中でこういう仕事をして硬直化している生活の中で、休暇をどこかで効率的にとって、一度外から少年院の中で働いている自分を見る機会を法務教官の人たちに与えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○岩井座長 どうもありがとうございました。

では、この順番で、先に私の委員としての意見を言わせていただきます。

さっきも言いましたように、私自身は、少年院で行われている矯正教育というのは非常によく行われていると敬意を払ってきまして、学生たちに教えるときにも、校内暴力なんて、学校の先生だったらどうにも対応できないけれども、少年院の先生のところに行ったら、みんな大人しくなるのだよと。そういうふうに矯正教育に携わる少年院の教官たちは、非行性に対処し得る専門的なスキルを持っているんだということに非常に敬意を払っていたわけなんですけれども、今度の広島少年院事件というのを見ますと、やはり過剰収容などの問題、そういうストレスがかなり過剰だったのではないかなというふうな感じがしております。

それと、職員と少年との人数の関係ですね、職員の数が十分に確保されているのかどうかと。よくそれぐらいの体制でうまく集団教育をやっているなど、そういうところも評価して見てい

たわけなんですけれども、やはりその部分に、先ほどから御意見もありましたように、かなり社会も変わり、少年自体も変わってきているという事態に対して、対応する矯正教育のシステムというものが、難しくなっているのではないかなという感じがしております。

皆様御存じのように、精神障害の犯罪者に対しては、指定入院医療機関というところで今手厚い医療が行われておりまして、私は昨年、国内研究でその施設をずっと1年間見せていただいたのですけれども、そこでは処遇困難だというふうに思われる人はあまり出てこないのですよね。個別の治療対応というものがきちんとシステムティックにやられておりまして、施設の条件として個室を必ず準備し、1施設35人を限界にすると。そして、多職種チームがその治療に当たり、個別のケースカンファレンス、ケース会議というふうなものも常に持たれる体制がとられていて、そういう手厚い医療体制でかなり今はうまくいっているのではないかなというふうに見ております。

それに比べて、非常に困難な行為障害などを抱えているような子どもたちの矯正教育に当たる現場では、まさに精神的な問題の治療の部分がかかなりあるのではないかと。そういう少年院の教育というものが、今の体制できちんとできるようなものになっているのかどうかというものを少し考え直さなければいけないなと思っております。集団教育のよさというものがあるのだと思うのですが、そのところは生かしながら、やはり個別処遇といえますか、そういうところを原則にして、少年を治療するのだと、教育するのだと、そのところの体制をつくっていかなければいけないのではないかなというふうに考える次第です。

どうも勝手なことを申しましたけれども。

○広田座長代理 最後になってしまいましたが、教育学者として考えることがあるので、その点をちょっと発言したいんですが、広島的事件を教訓化するに当たって、教育の側面が退潮しないようにしてほしいというふうに思うんです。先ほど廣瀬委員がおっしゃったように、対処をしていくと、そこにはまた難しい問題が発生すると。その中の一つに、教育をよくしようと思って、実は教育が形式主義化してしまう、そういう改革にもなりかねないような気がしていて、ちょっとそこを思うんですね。つまり、法令遵守とか透明性は重要だし、人権意識の高揚というのは重要ですけども、ある種形式化していくと、単なる拘禁施設になってもそれは困ると、そういう難しい問題だと思います。

具体的には、簡単に三つお話をしたいんですけれども、一つは、職員の失敗と教育の失敗は別だということなんです。つまり、職員が人権侵害をしたりするのはあってはならないことですから、教育がうまくいかないことは、あって当然だというふうに考えないといけないと

思うんです。相手を変えようとするわけですから、それがなかなかうまくいかないから、みんな苦勞してプログラムを考えたり、やり方を考えてきている。だから、子どもたちがうまくいかないから無理をすとかという話をすると、教育の失敗を回避しようとして、あつてはならないことが起きるんじゃないかと。教育学者でよく言うのは、どんな優れたプログラムも万能ではないんですね。だから、職員が違反をすると怒られるけれども、少年が違反をすると教育の材料になると、指導の材料になると、それぐらいで構えて考えないといけないんじゃないか。

二つ目に、各施設の多様性が議論しているうちに損なわれてしまう部分があると、これもちょっと注意したほうがいいんじゃないかと。矯正のほうをいろいろ見させていただいて、各施設でかなり独自にいろいろ工夫をしてきたというのが大事なところだと思うんですね。収容している少年の違いによって、いろんなことを独自に積み上げると。だけれども、こういう事件が起きたりすると、一気に全国標準で行きましょうみたいな話でいくと、個別の施設のそれぞれの積み上げた部分が失われてしまう可能性もあるので、その兼ね合いもきちんと考えたほうがいいと。どこまで自律性を残していくかといったことを考えないと、全部素通しで一律基準でというふうにやると、教育としてはうまくいかなくなると思います。

三つ目に、当事者の人たちにもうちょっと意見を聞きたいような気がするんです。今日の資料で最後に、不適正処遇事案についての意見というので500何人とか400何人とかが意見を寄せられていますけれども、きっとその中に、いい視点とか指摘というのがあると思うんですよね。矯正局のほうでつくった選択肢のどれに丸が多かったかじゃなくて、もう少し具体的などころで具体的な提案があつたりすると。つまり、外から改善の原理を持ってくると、どうしても乱暴な改革になってしまうけれども、当事者が問題として、あるいは改善として提案しているものの中に、きっと地道だけれども事態をもっとよくする急所のものが含まれているような気がするので、そういうものを是非拾っていただければと。

私はそれぐらいです。

○岩井座長 皆さんから御意見をいただきましたけれども、何かここで少し補足したいというふうな御意見ございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、様々な御意見をありがとうございました。各委員のお話を伺っておりますと、第1に、子どもの権利というものを擁護するとともに、施設運営の透明性を確保しなければならないという問題。第2に、少年処遇に当たる職員の確保・育成の問題、かなり職場環境が、職員のストレスというものが過剰になってきているというふうな状況の中で、もう少し職員を確保する必要があるという問題。第3には、社会が変化し、子どもたちも変化していく中で、矯

正教育の在り方自体、そして矯正教育の実施体制をどういうふうにしていくかという問題。それから、それらの問題を解決するために法整備をどういうふうに行っていくかという問題。そういうものが主要なテーマになるのではないかと感じております。

本日は、皆様から提案されました御意見や矯正局からの報告などを参考にさせていただきまして、できるだけ早い段階で、私なりに今後の会議の全体構想案のようなものを提出させていただきたいと思っております。そうしまして、2月15日の多摩少年院での第2回会議では、この構想案を参考にさせていただいて、今後の具体的な議論の進め方等について決定してまいりたいと考えております。

なお、皆様にお示しする全体構想案についての御意見はもとより、本日の矯正局からの報告内容等についての質問や参考資料等の御要望などあるかと思っておりますので、その場合には事務局にメールなど適宜の方法で、できるだけお早目に御意見を提出していただきまして、それを事務局のほうから私に報告していただきまして、私のほうで取りまとめてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はここで閉会といたします。

次回は、2月15日の月曜の午後から多摩少年院を視察いたしまして、現地で現場職員の方との意見交換、具体的な論点などの整理を予定しております。また、御都合のつく方々には、多摩少年院の夜間指導も御視察いただく予定とのことですので、よろしくお願いいたします。

午後4時12分 閉会